

球磨村プロモーション動画制作業務委託プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

球磨村プロモーション動画制作業務委託

(2) 目的及び概要

令和2年7月豪雨災害から3年が経過し、災害の記憶を風化させないため、当時の状況や現在の復旧・復興状況をまとめるとともに、本村の魅力や特色を視覚的に感じることができるプロモーション動画を制作し、SNS等を通じて発信することにより、本村の認知度向上やウェブサイトへの誘導等を図り、本村への旅行動機等を喚起する。また、村内でも上映会を行うことで地域住民の郷土愛を育む。

※ 詳細は、「別紙1 球磨村プロモーション動画制作業務委託基本仕様書」を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地 外

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

(5) 提案上限額

5,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 選定スケジュール

実施公告	令和5年(2023年)8月7日(月)
質問書提出期限	令和5年(2023年)8月18日(金)
質問書回答期限	令和5年(2023年)8月23日(水)
参加申込書提出期限	令和5年(2023年)8月30日(水)
企画提案書等の提出期限	令和5年(2023年)9月6日(水)
プレゼンテーション	令和5年(2023年)9月19日(火) 予定
選定結果通知	令和5年(2023年)9月22日(金) 予定
契約締結	令和5年(2023年)9月下旬予定

※ ただし、参加申込書提出者数等により、スケジュールを変更する可能性がある。

3 参加資格要件

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- ① これまでに、広報・広告業務・映画・ビデオ制作業務を受託し、完了した実績があること。
- ② 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させること

ができる者であること。

- ③ 球磨村の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
- ④ 履行期間を遵守できること。
- ⑤ 本業務を一括再委託しない者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 球磨村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第9条の規定による排除措置を受けていないこと。

4 公募方法

(1) 公告及びプロポーザル実施要領等の公表

- ①公表日：令和5年8月7日（月）
- ②公表方法：球磨村公式ウェブサイトで公表 (<https://www.kumamura.com>)
(様式等はダウンロードして利用すること)

5 質問の受付及び回答

- ①質問方法：質問は簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入し、電子メールにより提出すること。
(電話、FAX 等による質問は受け付けない)
- ②受付期間：令和5年8月7日（月）から令和5年8月18日（金）
午後5時必着
- ③提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：木屋）
E-mail：a-kiya@kuma.kumamoto.jp
- ④回答：令和5年8月23日（水）までに村公式ウェブサイトに公表する。

6 参加申込書の提出

本件プロポーザル参加希望者は、参加申込書及びその他の必要書類等（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

(1) 提出書類等及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 法人の概要（様式3）
- ウ プロポーザル参加者の業務実績調書（様式4）

※ 直近の同種業務の実績を5業務以内で記載。契約書等、当該業務を受注したことが確認できる書類を添付すること。

エ ウの業務実績調書に記載した業務において、制作した映像データ。

※ 2業務分以内とし、DVDディスク媒体で提出すること。提出されたものは、本件プロポーザルに係る参加資格審査の確認資料として使用するとともに、「別紙2 球磨村プロモーション動画制作業務受託候補者選定審査基準」に基づき、「過去の業務実績」を評価する際の審査資料として使用する。

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：

令和5年8月30日（水）まで

(持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。)

(4) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：木屋）

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式5）

イ 企画提案書（様式は自由）

ウ 見積書（内訳書添付）

エ 工程表

オ その他必要と思われる資料

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず本村は責任を負わない。

ア 提出部数：正本1部、副本5部

イ 提出期限：

令和5年9月6日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和5年9月6日（水）までに必着のこと。

ウ 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：木屋）

8 プレゼンテーション（提案内容説明）

(1) 日時・会場

令和5年9月19日（火） 時間未定

球磨村役場会議室（時間等は別途通知する）

(2) プレゼンテーション時間

準備 : 5分以内

説明 : 20分以内

質疑応答 : 20分以内

撤収 : 5分以内

※ 説明は提出した提案書等の内容に基づくものとし、書類の追加は不可とする。

※ プレゼンテーションにおいて、会社名を認識できるようなロゴ表示や

口頭説明などはしないようにすること。

(3) 参加人数

プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。

(4) 使用機器類

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは村が準備するが、パソコンその他必要な物品は参加者が準備する。

※プロジェクター接続用の HDMI ケーブルは村で準備するが、その他の接続端子が必要な場合は、各参加者で準備すること。

9 審査

(1) 審査方法

① 第1段階審査

書類審査の実施。参加申込書及び添付書類を事務局で確認。仕様書及び本要項で定めている要件を満たしているか審査する。(事業者要件、提案額等)

② 第2段階審査

企画提案書について、参加者によるプレゼンテーションを実施。村で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「(2) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加事業者の順位を決定する。

(2) 審査基準

「別紙2 球磨村プロモーション動画制作業務受託候補者選定審査基準」によるものとする。

(3) 優先交渉権者の選定

審査結果において、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。

(4) 審査結果通知

第2段階審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は電子メールにより令和5年9月22日(金)に発信することを予定。

(5) 審査結果の公表

村公式ウェブサイトにおいて優先交渉権者を公表する。

10 参加辞退届の提出

(1) 提出書類：

参加申込書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて、参加辞退届(様式6)を提出すること。

(2) 提出方法：電子メールにて提出。

(3) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係(担当：木屋)

11 契約

(1) 村から通知を受けた優先交渉権者は、随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、村と委託に係る業務内容について協議する。

- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を村に提出し、村は随意契約の手続きを行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1 2 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出・プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、村は受託者との契約を解除することができる。
- (6) 災害の発生等のやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。

1 3 担当課

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場 復興推進課 企画調整係

電話：0966-32-1114（直通）

FAX：0966-32-1141

E-mail：a-kiya@kuma.kumamoto.jp